

提出された意見の概要及び総務省の考え方

提出意見	考え方
<p>平成 11 年郵政省告示 162 号（専用通信回線設備等端末の電氣的条件及び光学的条件を定める件）</p> <p>別表第 5 号の無線設備規則第 4 9 条の 6 の 6 に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒 3. 8 4 メガチップ又は毎秒 7. 6 8 メガチップスの無線設備を使用する端末について、4 項 ランダムアクセス制御 (2) の確認信号を受信できなかった場合のうち、7 回を超えないこととしている部分について、本件通信方式の標準規格である 3GPP 規格 TS25. 331 の 10. 3. 3. 44 項に、N300 Integer (0. . . 7) と記載されているため、8 回を超えないこととすることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【アイピーモバイル株式会社】</p>	<p>ARI B 標準のリトライ回数では、初回送信分を含めると、全 8 回となるものの、リトライ回数としては 7 回であることから、当初案の考え方のおりいたします。</p>